

## 和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 知事は、介護未経験者の介護職場への参入促進及び早期就労を支援するため、和歌山県内に所在する介護サービス事業所等に新たに介護職員として就労した介護未経験者が介護職員初任者研修を受講するために要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (2) 「介護サービス事業所等」とは、和歌山県内における別表に掲げる事業所をいう。
- (3) 「介護職員」とは、前号に規定する介護サービス事業所等において、直接介護を行う従事者をいい、訪問介護員を含む。

### (補助対象者)

第3 補助金の交付の対象者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 介護サービス事業所等に介護職員として就労決定した者のうち、当該就労決定日前において介護職員として勤務経験がないもの。ただし、学生が短時間労働者として勤務した場合を除く。
- (2) 次のアまたはイのいずれかに該当するもの。
  - ア 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 和歌山県福祉人材センター（以下「福祉人材センター」という。）、社会福祉法人田辺市社会福祉協議会 紀南福祉人材バンク（以下「紀南福祉人材バンク」という。）または公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録しており、求職登録の有効期間内に就労決定したもの。
  - イ 就労決定日から起算し、過去3年以内に福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクが実施する就労支援を受けたもの。
- (3) 介護職員初任者研修の受講申込み時において、介護サービス事業所等に介護職員として就労決定しており、年間勤務日数が180日以上であるものまたはその見込みがあるもの。
- (4) 介護サービス事業所等への就労開始から、6か月以内に介護職員初任者研修の受講を申し込み、就労開始から1年以内に研修が修了したもの。
- (5) 交付申請時に、介護職員初任者研修を修了し、かつ、介護職員として従事しており継続して就労する意思があるもの。

(6) 補助対象経費について、重複して他の法律または制度に基づく助成等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4 補助対象者が、介護職員初任者研修を受講する際に負担した受講料とする。ただし、教材費、研修の補講等に係る費用及び手数料は、補助対象経費としない。

(補助金額)

第5 補助対象経費のうち、知事が必要であると認めるもので実際に要した費用の額とし、金 100,000 円を上限とする。

(交付申請)

第6 補助金の交付を申請しようとする者は、別に知事が定める期日までに和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、以下の書類を添え知事に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（別記第2号様式）
- (2) 求職登録等申告書兼介護職員初任者研修受講実績報告書（別記第3号様式）
- (3) 介護職員初任者研修事業者等が発行する修了証明書の写し
- (4) 介護サービス事業所等が発行する就労証明書（別記第4号様式）
- (5) 補助事業に係る支払いが確認できる書類（領収書等）の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7 知事は、交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（別記第5号様式）により補助金の交付を決定するとともに交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付申請者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第8 当該補助金については交付申請の日以前に事業が完了したことを必要とし、事業の実績報告については規則第13条の規定にかかわらず、第6及び規則第4条に規定する補助金の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 この補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(交付決定の取り消し)

第9 知事は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、第7の規定により交付決定を行った補助金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(交付の請求)

第10 第7の規定により、補助金交付決定及び額の確定通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に就労決定したの  
から適用する。

別表（第2（2）関係）

介護サービス事業所の種別	根拠法令
訪問介護 （介護予防）訪問入浴介護 通所介護 （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条、第8条の2  健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26号
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設（令和6年3月31日まで）	
第一号訪問事業 第一号通所事業	法第115条の45第1項第1号のイ及びロ